

○皇學館大学特別研究助成金規程

（目 的）

第1条 皇學館大学（以下「本学」という。）の専任教員が行う学術研究を推進し、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の申請件数及び採択件数の向上を図るため、科研費の研究課題に係る研究活動を支援することによって、翌年度の科研費申請内容を採択に向けて高めることを目的とする。

（助成の対象）

第2条 特別研究助成金の対象となる研究は、本学専任教員が当該年度の科研費に研究代表者として応募した研究課題で、当該年度不採択となった研究をいう。前条の目的を達成するために必要な研究計画の一部を遂行する上で不可欠な個人研究又は共同研究とする。

（研究組織）

第3条 この規程における個人研究及び共同研究は次の各号のとおりとし、第5条の申請資格を有する者を研究代表者とする。

- (1) 個人研究は、研究代表者1名により研究組織を構成する。
- (2) 共同研究は、研究代表者1名と研究分担者により研究組織を構成し、いずれも本学専任教員とする。
- (3) 研究代表者は別の研究課題の研究分担者となることはできない。なお、研究分担者に限り、最大2件まで共同研究の構成員となることができる。
- (4) 共同研究には、本学の専任教員以外に研究協力者を置くことができる。ただし、研究協力者は共同研究の構成員の半数を超えないものとする。

（研究期間）

第4条 研究期間は一研究課題につき1年以内（当該年度の末日まで）とする。

（申請資格）

第5条 特別研究助成金に申請することができる者は、当該年度科研費の研究種目のうち、基盤研究（A・B・C）又は若手研究に研究代表者として応募した専任教員とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、特別研究助成金に申請することはできない。

- (1) 申請年度末時点の年齢が65歳以上となる者
- (2) 研究実施期間中に研究員として派遣される者
- (3) 研究実施期間中に休職する者
- (4) 応募中の科研費の交付を本学研究代表者として受けられない者
- (5) 当該年度において、科研費（継続・延長を含む）に研究代表者として採択されている者
- (6) 研究代表者又は研究分担者として過去に特別研究助成金の助成を受け、その研究成果を公表していない者
- (7) 翌年度の科研費に応募する予定がない者

（申請手続き及び申請額）

第6条 申請者は、別に定める「特別研究助成金申請書」を10月末日までに研究開発推進センターに提出するものとする。

- 2 特別研究助成金の申請額は、その研究計画に必要な経費を千円単位で申請するものとし、20万円を上限とする。ただし、当該年度に申請した科研費の初年度研究経費が20万円を下回る場合は、初年度研究経費を上限とする。
- 3 申請者は、応募中の科研費の採否が開示され次第、速やかに研究開発推進センターにその結果を報告するものとする。なお、不採択となった場合は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から開示される審査結果画面を印刷し、研究開発推進センターに提出する。

（選考方法）

第7条 特別研究助成金の採択審査は教学運営会議で行う。

2 教学運営会議は、次の各号の条件全てを満たす研究課題について、提出された申請書に基づき助成の適否を審査し、当該年度の予算額と申請件数を考慮のうえ助成額を決定する。

(1) 科研費の審査結果における順位が「A」又は「B」であること。

(2) 翌年度の科研費に研究代表者として応募する研究課題が、当年度と同一又は関連する研究課題であること。

3 申請額の合計が予算額を上回る場合は、申請年度から過去5年間の学外研究資金の採択件数や交付額をもとに順位を付し、教学運営会議において審議の上、予算額内で助成対象を決定する。

（選考結果の通知）

第8条 前条により特別研究助成金の予算配分が決定した研究課題については、研究開発推進センターより申請者に通知するものとする。

（助成金の使途範囲）

第9条 配分された特別研究助成金は、使用計画に基づき、研究の遂行に必要な次の費用にあてることができる。

(1) 備品（ただし、直接研究の用に供するものとする。）

(2) 図書費

(3) 消耗品費

(4) 用品費

(5) 旅費交通費（ただし、研究代表者及び研究分担者の旅費に限る。）

(6) 謝金（ただし、研究代表者及び研究分担者への支払いは不可とする。）

(7) 通信運搬費

(8) 印刷製本費

(9) 人件費

(10) その他、教学運営会議が研究の遂行上必要と認めた費用

2 前項の使用にあたっては、研究代表者及び研究分担者が、予算請求書を研究開発推進センターへ提出しなければならない。なお、学長が研究の遂行に必要と認めた場合は、予算配分額の範囲内で、費用を変更して使用することができるものとする。

3 特別研究助成金を使用できる者は研究代表者又は研究分担者に限る。

（受給の制限）

第10条 特別研究助成金は一人2回まで受給することができる。ただし、科研費（研究成果公開促進費を除く。）に採択された場合、再度2回までの受給を可とする。

（研究の報告）

第11条 特別研究助成金を受けた研究代表者は、所定の「特別研究助成金実績報告書」に必要事項を記入し、翌年4月末日までに所属する部局の長及び学長を経由して、理事長に報告するものとする。

（研究成果の公表）

第12条 特別研究助成金を受けた者は、その研究成果を研究期間終了後2年以内に論文又は学会発表等で公表しなければならない。

2 前項の研究成果を公表する場合は、皇學館大学特別研究助成金の交付を受けた旨を明記するものとする。

（庶務）

第13条 この規程の庶務は、研究開発推進センターが行う。

（規程の改廃）

第14条 この規程の改廃は、教学運営会議及び全学教授会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。